

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

津島市（以下、「本市」という。）では、障がい者施策の方向性を明らかにするため、「第3期津島市障がい者福祉計画」を平成24年3月に策定しました。また、障がいのある人が安心した地域生活を送るために、主に障がい福祉サービスの提供と確保に関する「第4期津島市障がい福祉計画」を平成27年3月に策定し、障がいのある人への総合的かつ計画的な施策を進めてきました。

国においては、平成19年9月に、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）に署名しました。この条約は、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約で、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の権利・尊厳を守ることをうたっており、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がいのある人の権利実現のための取組みを締約国に対して求めています。

その後、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、様々な制度改正が行われ、障がいのある人を取り巻く福祉環境は、大きく変化しています。

平成23年8月の「障害者基本法*」の改正では、障がいのある人の定義について“個々の機能障がいに原因があるもの”とする「医学モデル」から、“「障がい」及び「社会的障壁」により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”とする「社会モデル」に大きく転換し、社会的障壁の除去を必要とする障がいのある人に対し、必要かつ合理的な配慮*がなされなければならないと規定されました。

平成25年6月には、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月から施行されています。

その他にも平成25年4月に「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）、平成26年4月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」、平成28年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

また、障がい福祉計画に係るものでは、平成28年5月に「障害者総合支援法*」及び「児童福祉法」の一部が改正され、新たに市町村及び都道府県に対し障がい児福祉計画の作成が義務づけられています。

本市では、こうした制度改革による新たな視点を踏まえるとともに、障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、障害者基本法*に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法律による根拠

第4期津島市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当します。また、第5期津島市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」にそれぞれ相当するものです。

□ 障がい者計画

障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 第三項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

□ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

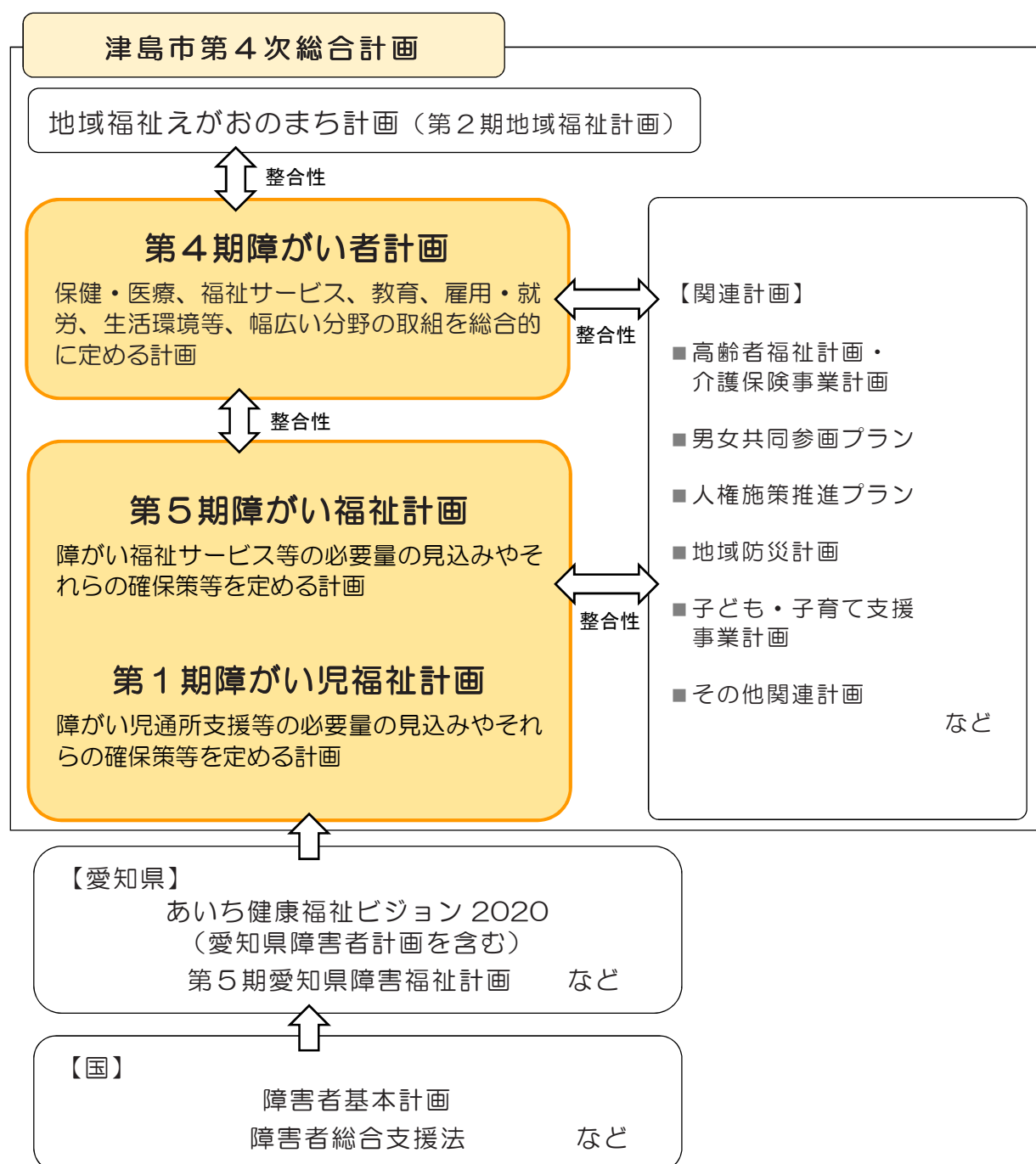
6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 上位・関連計画

障がい者計画は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、第4次津島市総合計画の基本構想のもと、障がい福祉の分野における部門別計画として策定されるものです。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国が定める基本指針に即し、障がい者計画の福祉サービスの部分にあたる障がい福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

両計画の策定には、地域福祉えがおのまち計画（第2期地域福祉計画）のほか保健・医療・福祉分野の計画及びそれ以外の関連分野の計画との整合性を図るよう努めました。



3 計画の期間

第4期障がい者計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6年間とします。第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても計画の見直しを行います。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第4次総合計画 平成23年度～平成32年度												
					地域福祉えがおのまち計画 (第2期地域福祉計画) 平成28年度～平成32年度							
第3期障がい者福祉計画								第4期障がい者計画 平成30年度～平成35年度				
第3期 障がい福祉計画				第4期 障がい福祉計画				第5期 障がい福祉計画 平成30年度～ 平成32年度				
							第1期 障がい児福祉計画 平成30年度～ 平成32年度					

4 計画の対象者

障がい者計画の主な対象者は、障害者基本法に定める障がいのある人を原則としていますが、施策の展開には、あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから対象者は、全市民であるといえます。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の対象者は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病等の person です。

難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）については、制度の谷間のない支援を提供する観点から、平成 25 年 4 月より障がいのある人の定義に新たに追加され、障がい福祉サービス等の対象となっています。

□ 障がい者計画

障害者基本法（抜粋）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

□ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（抜粋）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

児童福祉法（抜粋）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

5 計画の策定体制

(1) 「津島市障がい者計画等策定委員会」の開催

障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、障がい者当事者の会及び家族会の代表、識見を有する者、保健医療・福祉・教育・雇用の関係行政機関の職員等から構成される「津島市障がい者計画等策定委員会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

(2) 各種調査の実施

この計画の策定に当たり、次の4つの調査を実施しました。

① 住民調査

障がいのある人のニーズや生活状況等を把握・分析するために、障害者手帳所持者を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

② 障がい者団体、ボランティア団体調査

団体の目的や活動内容、行政への要望等を把握・整理するために、郵送によるアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

③ 事業所調査

障がい福祉サービス事業所の現状と課題、今後の事業展開等を把握・整理するために、市内外の障がい福祉サービス事業所及び入所施設を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。

④ 庁内調査

第3期津島市障がい者福祉計画の進捗状況及び今後の事業展開を把握するために、担当各課に対し、調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

平成30年1月4日～平成30年1月26日まで、計画の素案を公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

6 障がい保健福祉圏域

県では、11の障がい保健福祉圏域を定め、保健・医療・福祉の連携を図るため、各分野の施策等に関する連絡調整、意見交換等を行っています。

本市は海部圏域に属しています。

	圏域	地域
1	名古屋・尾張中部圏域	名古屋市、清須市、北名古屋市及び豊山町の区域
2	海部圏域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の区域
3	尾張東部圏域	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町の区域
4	尾張西部圏域	一宮市及び稲沢市の区域
5	尾張北部圏域	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域
6	知多半島圏域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町の区域
7	西三河北部圏域	豊田市及びみよし市の区域
8	西三河南部東圏域	岡崎市及び幸田町の区域
9	西三河南部西圏域	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の区域
10	東三河北部圏域	新城市、設楽町、東栄町及び豊根村の区域
11	東三河南部圏域	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域